

令和2年第5回

北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月29日(金) 午前8時30分から午前9時15分

2. 開催場所 役場2階 会議室

3. 出席委員 (11人)

11番 水谷 茂樹 (会 長)	9番 出口 宜伸 (会長代理)	
1番 高田 秋光	2番 北清 裕邦	3番 藤崎 正雄
4番 松田 力	5番 善岡 浩樹	6番 大場 信一
7番 川本 和幸	8番 中村 広治	10番 植松 春雄

4. 欠席委員 (1人) 10番 植松 春雄

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の選出	6番 大場信一・2番 北清裕邦
第2 会議書記の指名	南局長、滝上推進員、手嶋主事、下浦主事
第3 農政報告	
第4 農業委員会会務報告	
第5 議事参与の制限	有り
第6 報告第5号 農用地利用集積計画の変更について	
第7 報告第6号 農地法第3条第1項の規程による相続の届出について	
第8 議案第13号 農地法第18条第6項の規程による合意解約について	
第9 議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について	
第10 議案第15号 現況証明の交付について	
第11 議案第16号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について	

6. 農業委員会事務局職員

南 秀幸事務局長・滝上和昭農地推進員・手嶋啓太主事・下浦健太主事

7. 参与

細川直洋産業課長

事務局長（南）	<p>只今から、令和2年第5回農業委員会総会を開会します。 水谷会長に挨拶をいただき、その後の議事の進行をお願いします。</p>
議長（水谷）	<p>1年で最も忙しい時期をどうにか乗り越えそうになっています。まだ1人田植え中ですが、おおかた田植えは終了したとの事です。ありますけれども、今後もまだ大事な作業が続くと思いますので、また良い年になることを願っております。</p>
議長	<p>それでは、日程第1 会議録署名委員について、2番 北清委員、6番 大場委員を指名させていただきます。</p> <p>日程第2 会議書記には、南局長、滝上推進員、手嶋主事、下浦主事を配置します。</p> <p>日程第3 農政報告について 細川課長をお願いします。</p>
細川参与	<p>新型コロナウイルス関連で、1件だけ報告します。 6月1日より、学校それから町内の各施設について再開すると言うことで対策本部の方で決定しているところであります。 あと町主催の会議につきましても、6月1日から常時やっっていく事なのですが、これからも感染拡大防止に努めながら、施設を使っただき、会議をすると言うことで、今後進めて行く事になるかと思えます。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>日程第4 委員会会務報告について、事務局から報告願います。</p>
事務局長	<p>【4ページ朗読説明する。】</p>
議長	<p>日程第5 議事参与の制限について議案14号で善岡委員に議事の参与制限があります。宜しくをお願いします。</p>

議 長

日程第6 報告第5号 農用地利用集積計画の変更について
説明願います。

事務局長

5ページをお開きください
農用地利用集積計画の変更について
平成31年2月25日公告の農用地利用集積計画（平成31年
公告 第8号）について双方協議の結果、変更したので報告す
る。
令和2年5月29日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

次のページをご覧ください。

受理番号 2-3

利用権の設定者

利用権の設定を受ける者

うち地番で賃貸していた農地を分筆登記した事により、新た
な地番及び分筆後の地籍面積に変更した。また、利用権設定者
を 氏から相続人 氏に変更したものでありま
す。

以上で報告をおわります。

議 長

質問等ございますか。

委 員

【質疑なし】

議 長

次に、日程第7号 報告第6号 農地法第3条の3第1項の規
定による相続の届出について説明をお願いします。

事務局長

7ページをお開き下さい。
報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出
について。
農地法第3条の3第1項の規定による、相続により権利を取得
した旨の届け出を別紙のとおり受けたので報告する。

令和2年5月29日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

次のページをご覧ください。

受理番号 2-3 相続

権利取得者 西川 [redacted] さん
権利移譲者 西川 [redacted] さん

[redacted]さんが令和2年2月9日亡くなられ、[redacted]さんが相続をされました。権利の取得日は、令和2年2月9日です。

土地の所在は、西川53-2外13筆で 田が13筆 畑が1筆で
合計面積 37,431㎡であります。

資料の1ページに航空写真が添付してあります。

以上で報告を終わります。

議長

質問等ございますか。

委員

【質疑なし】

議長

次に日程第8 議案第13号 農地法18条第6項の規定による合意解約について説明願います。

なお、2-7・2-8・2-9・2-10まで、公社から買い戻しの案件なので一括で説明願います

事務局長

9ページをお開き下さい。

議案第13号 農地法18条第6項の規定による合意解約について。

農地法第18条第6項の規定により、合意解約のあった、別紙の者について議決を求める。

令和2年5月29日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

次のページをご覧ください。

受理番号 2-7 合意解約

貸主 札幌市 北海道農業公社

借主 板谷 [redacted]

解約内容は、賃貸借

期間は、平成27年11月26日から令和2年9月30日まで

合意解約成立日 令和2年4月28日

土地の引き渡し時期 令和2年6月1日

土地の所在 和78-6外2筆 地目は、全て田で面積36,346㎡です。

資料の2ページに航空写真が添付してあります。

次のページをお開き下さい。

受理番号 2-8 合意解約

貸主 札幌市 北海道農業公社

借主 和 [REDACTED]

解約内容は、賃貸借

期間は、平成27年11月26日から令和2年9月30日まで

合意解約成立日 令和2年4月28日

土地の引き渡し時期 令和2年6月1日

土地の所在 和104-2外1筆 地目は、全て田で面積9,705㎡
です。

資料の3ページに航空写真が添付してあります。

次のページをご覧下さい。

受理番号 2-9 合意解約

貸主 札幌市 北海道農業公社

借主 板谷 [REDACTED]

解約内容は、賃貸借

期間は、平成27年12月21日から令和2年10月25日まで

合意解約成立日 令和2年4月28日

土地の引き渡し時期 令和2年6月1日

土地の所在 板谷116-1外2筆

地目は、全て田で面積34,807㎡です。

資料の4ページに航空写真が添付してあります。

次のページをご覧下さい。

受理番号 2-10 合意解約

貸主 札幌市 北海道農業公社

借主 美葉牛 [REDACTED]

解約内容は、賃貸借

期間は、平成29年3月27日から令和4年4月28日まで

合意解約成立日 令和2年4月28日

土地の引き渡し時期 令和2年6月1日

土地の所在 美葉牛78-3外3筆

地目は、全て田で面積44,655㎡です。

資料の5ページに航空写真が添付してあります。

以上で説明を終わります。

議 長

このことについて、質疑等ございますか。

委 員

【質疑等なし】

議 長

質疑等がありませんので採決します。
承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

次に日程第9 議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明願います。

事務局長

14ページをご覧ください。

議案第14号

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

和2年5月29日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

議 長

2-賃-17について■■■■委員に議事参与の制限が掛かりますので宜しくお願い致します。

事務局長

15ページをご覧ください。

番号2-賃-17

利用権の設定を受ける物 ■■■■

利用権の設定者は、 三谷 ■■■■さん

借主の農業経営状況は記載のとおりです。

賃貸の期間は、令和2年6月1日から令和2年12月31日までです。

賃貸料は、水張り225㎡で反当7,000円 157,500円です。

支払い方法は、毎年11月30日までに指定口座に支払う。

土地の所在は、三谷30-2ほか11筆 田 10筆 面積23,835

m²、畑 1筆 469 m²となっています。
資料の4ページに航空写真を添付しております。
以上説明を終わります。

議長 このことについて質疑はありますか。

委員 【質疑等なし】

議長 質疑等ありませんので採決します。
承認される方は、挙手願います。

委員 【全員挙手】

議長 番号2-賃-17については原案通り承認いたします。
善岡委員の議事参与の制限を解きます。

次に番号2-売-12、2-売-13、2-売-14、2-売-15については議案第13号で合意解約した土地の売買なので一括の説明お願いいたします。

事務局長

16ページをご覧ください。

番号2-売-12

所有権の移転を受ける者 板谷 ■■■■■さん

所有権の移転をする者 札幌市 北海道農業公社

売買による所有権移転

移転時期は令和2年6月1日

売買価格は11,798,000円

水張り面積 347a で反当340,000円です。

対価の支払期限は令和2年9月30日まで。

引渡の時期は対価の支払日

土地は和78-6外2筆 全て田です。

地積面積 36,346 m²です。

次のページをご覧ください

番号2-売-13

所有権の移転を受ける者 和 ■■■■■さん
所有権の移転をする者 札幌市 北海道農業公社
売買による所有権移転
移転時期は令和2年6月1日
売買価格は2,944,000円
水張り面積 92a で反当320,000円です。
対価の支払期限は令和2年9月30日まで。
引渡の時期は対価の支払日
土地は和104-2外1筆 全て田です。
地積面積 9,705㎡です。

次のページをご覧ください

番号2-売-14

所有権の移転を受ける者 板谷 ■■■■■さん
所有権の移転をする者 札幌市 北海道農業公社
売買による所有権移転
移転時期は令和2年6月1日
売買価格は8,476,000円
水張り面積 326a で反当260,000円です。
対価の支払期限は令和2年9月30日まで。
引渡の時期は対価の支払日
土地は板谷116-1外2筆 全て田です。
地積面積 34,807㎡です。

次のページをご覧ください

番号2-売-15

所有権の移転を受ける者 美葉牛 ■■■■■さん
所有権の移転をする者 札幌市 北海道農業公社
売買による所有権移転
移転時期は令和2年6月1日
売買価格は11,610,000円
水張り面積 44,655㎡で反当260,000円です。
対価の支払期限は令和2年9月30日まで。
引渡の時期は対価の支払日
土地は美葉牛78-3外3筆 全て田です。
地積面積 44,655㎡です。

以上説明を終わります。

このことについて、質疑等ございますか。

委員

【質疑等なし】

議長

質疑等がありませんので採決します。
番号 2-売-12、2-売-13、2-売-14、2-売-15 について承認される方は、挙手願います。

委員
議長

【全員挙手】
次に日程第 10 議案第 15 号現況証明書の交付について事務局より説明願います。

事務局長

議案第 15 号現況証明の交付について
現況証明書の交付願いがあったので、適否について審議する。
令和 2 年 5 月 29 日 農業委員会会長 水谷 茂樹

届出人 和 XXXXXXXXXX
土地の所在は、和 180-2 他 3 筆です。
位置については、資料 7 ページをご覧ください。
藤崎農業委員と 5 月 13 日に現地確認をしております。
土地改良区より払い下げ受けて、田に地目変更するものです。

議長

質問等ございますか。

事務局長

【質疑等なし】

議長

質疑等ありませんので採決いたします。承認される方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

日程第 10 議案第 15 号現況証明書の交付について承認致します。

委員

日程第 11 議案第 16 号農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について説明願います。

事務局長

22 ページをご覧ください。

議案第 16 号農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について

北竜町から意見を求められた、農業振興地域整備計画の変更について審議する。

令和 2 年 5 月 29 日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

23 ページをお開き下さい。

農用地区域は、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づいて市町村が作成する農業振興地域整備計画（農振計画）により、農業上の利用すべき土地の区域として定められたものであり、道区域内の農地については、原則として農地法上の転用が禁止されております。

このため、住宅を農用地区域内の農地を転用して建てようとしても農地法の転用許可を受ける事ができません。

このような場合には、市町村が農振計画を変更して農用地区域からその農地を除外する必要があります。

除外の要件は、通常 5 要件といわれています。5 要件のその①は、農用地区域以外に代替える土地が無いこと。②除外により土地の農業上の利用に支障が及ぼさないこと。③除外によって、農用地の利用集積に支障を及ぼさないこと。④除外によって土地改良施設等の機能に支障を及ぼさないこと。⑤除外する農地が土地基盤整備事業完了後 8 年を経過していることであります。

市町村では、農振計画案を作成し、変更案を 30 日間公告し、縦覧後 15 日間異議申し立てが無ければ道と協議して同意を受け除外手続きが完了しまして、農地転用の許可申請手続きを行う事になります。

今回 3 件の案件があります。

申請順位で説明します。

(1) 申請者は、恵岱別 [REDACTED] さんであります。土地の所在は、恵岱別 5 番地 30 現況 畑 面積 500.69 m² です。

資料の 14 ページをご覧ください。

計画地は、農業後継者住宅の建設であります。農用地区域から除外しても 5 要件を満たしており問題がないと判断します。

(2) 申請者は、板谷 [REDACTED] さん
土地の所在は、板谷 34 番地 2 現況 畑 面積 1,447 m²
資料の 16 ページをご覧ください。

計画地は、農業後継者住宅の建築であります。農用地区域から除外しても 5 要件は満たしており問題が無いと判断します。

(3) 申請者は、板谷 [REDACTED] ・桜岡 [REDACTED] 現況 畑
面積 3,237 m²

資料の 18 ページをご覧ください。

計画地は、禅林寺の駐車場の造成であります。農用地区域から除外しても 5 要件は満たしており問題が無いと判断します。

議 長

質問等ございますか。

事務局長

【質疑等なし】

議 長

質疑等ありませんので採決いたします。承認される方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議 長

議案第 16 号農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について、農用地区域からの除外について計画通り承認することとして町長に意見書を提出します。

以上で、総会に提案された議案について全て終了しました。
これをもちまして、令和 2 年第 5 回総会を閉会いたします。

議 長

2 番委員

6 番委員
